2　使用の方法

	届　出　後	届　出　前
常時供給を受けようとする電力の値（kW）		
臨時に供給を受けようとする電力の値（kW）		
予備として供給を受けようとする電力の値（kW）		

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

3　受電電力の容量の算出根拠

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

附　則

この省令は、平成二十三年六月一日から施行する。

告　示

○経済産業省告示第百二十六号

電気使用制限等規則（平成二十三年経済産業省令第二十八号）第二条第一項、同条第二項において準用する第一条第二項、第三条第一項及び第二項、第六条及び第八条の規定に基づき、使用最大電力の制限に係る経済産業大臣が指定する地域、期間等を次のように指定する。

平成二十三年六月一日　　経済産業大臣　海江田万里

使用最大電力の制限に係る経済産業大臣が指定する地域、期間等

第一条　電気使用制限等規則（以下「規則」という。）第二条第一項の経済産業大臣が指定する地域、期間及び時間、契約電力の値、電力の値並びに率は、それぞれ次のとおりとする。

一　地域　東北電力株式会社及び東京電力株式会社の供給区域（全国的な電力系統に連系していない離島は除く。）

二　期間（以下「指定期間」という。）

東北電力株式会社の供給区域においては、平成二十三年七月一日から同年九月九日まで、東京電力株式会社の供給区域においては、平成二十三年七月一日から同年九月二十二日までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）は除く。

三　時間（以下「指定時間」という。）

午前九時から午後八時まで

四　契約電力の値

一般電気事業者又は特定規模電気事業者との契約電力のうち、次に掲げるものの値を合計した電力の値とする。ただし、電気の使用者の発電設備の検査若しくは補修又は事故により生じる電力の不足の補給に充てるために電気の供給を受ける契約電力（以下「自家発補給電力」という。）、契約期間が一年未満であって臨時に電気の供給を受ける契約電力（以下「臨時電力」という。）及び農事用電力にあっては、当該契約電力に係る電気を使用する場合に限り、当該契約電力の値を合計するものとする。

ア　常時使用電力

イ　自家発補給電力

ウ　臨時電力

エ　農事用電力

五　電力の値

次のいずれかに掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる値とする。

ア　基準期間（東北電力株式会社の供給区域においては、平成二十二年七月一日から同年九月九日までの間、東京電力株式会社の供給区域においては、平成二十二年七月一日から同年九月二十二日までの間（土曜日、日曜日及び休日を除く。）をいう。以下同じ。）の末日の指定時間における契約電力の値（第四号の規定に基づき算定される契約電力の値をいう。以下同じ。）と使用最大電力の制限の対象となる期間及び時間における契約電力の値が等しい場合（エ、オ及びカに掲げる場合を除く。）　基準期間の指定時間における使用電力の最大値と使用最大電力の制限の対象となる期間及び時間における契約電力の値の小さい方の値

イ　基準期間の末日の指定時間における契約電力の値より、使用最大電力の制限の対象となる期間及び時間における契約電力の値が大きい場合（カに掲げる場合を除く。）　使用最大電力の制限の対象となる期間及び時間における契約電力の値

ウ　基準期間の末日の指定時間における契約電力の値より、使用最大電力の制限の対象となる期間及び時間における契約電力の値が小さい場合（エ、オ及びカに掲げる場合を除く。）　基準期間の指定時間における使用電力の最大値と使用最大電力の制限の対象となる期間及び時間における契約電力の値の大きい方の値

エ　基準期間の初日以降に新たに一般電気事業者又は特定規模電気事業者と需給契約を締結した場合（カに掲げる場合を除く。）　使用最大電力の制限の対象となる期間及び時間における契約電力の値

オ　他の需要設備との引込み線等の共用により、基準期間の指定時間における使用電力の把握が困難な場合（カに掲げる場合を除く。）　使用最大電力の制限の対象となる期間及び時間における契約電力の値

カ　当月の十一月前の月から当月までの使用電力の最大値を当月の契約電力の値とする内容の需給契約を締結している場合　当月の二月前の月の契約電力の値

基準期間の指定時間における使用電力の最大値は、次のいずれかに掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる値とする。

⑴　需要設備に取り付けられた計量器により、基準期間の指定時間における各一時間の使用電力の値が保存されている場合　基準期間の指定時間における一時間の使用電力の最大値（ただし、農事用電力（基準期間の初日以降継続して需給契約を締結している場合に限る。）について、使用最大電力の制限の対象となる期間及び時間において当該契約電力に係る電気を使用する場合に限り、基準期間の指定時間における当該契約電力に係る使用電力の最大値を加算するものとする。また、自家発補給電力、臨時電力及び農事用電力（基準期間の初日以降に新たに需給契約を締結した場合に限る。）について、使用最大電力の制限の対象となる期間及び時間においてそれぞれの契約電力に係る電気を使用する場合に限り、当該期間及び時間におけるそれぞれの契約電力の値を加算するものとする。⑵において同じ。）

⑵　需要設備に取り付けられた計量器により、基準期間を含むすべての検針期間における使用電力の最大値が保存されている場合（⑴に掲げる場合を除く。）　当該使用電力の最大値

六　率　〇・八五

第二条　規則第二条第二項において準用する第一条第二項の経済産業大臣が指定する需要設備は、次のとおりとする。

一　降雨等による水量の増加等により必要な排水又は排気の処理を行う下水道（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第二号に規定する下水道に限る。以下同じ。）、排水機場及びトンネル、渇水時に運転する導水補給施設、救急患者の治療その他患者の生命及び健康の保持の観点